

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### 单身赴任者の帰宅旅費

Q：当社では、地方支店等に勤務する单身赴任者が本社での会議に出席し、併せて帰宅する場合があります。

この場合、帰宅日について日当を支払っても非課税とされる旅費として取り扱うことができますか。

A：職務のために入社する日の前後を帰宅日とすることにより、非課税とされる旅費として取り扱うことができます。

#### 【解説】

单身赴任者が職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のための旅行を行った場合に支給される旅費については、これらの旅行の目的、行路等からみて、これらの旅行が主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ、その旅費の額が非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取り扱うこととされています。

つまり、主として職務上必要な旅行と認められることを前提に、その職務を行う日の前後合わせて2日間以内拘束しない日（帰宅日）があっても、全体について、課税しないこととするもので、帰宅日の日当、宿泊料についても非課税として取り扱うこととなります。

例えば、次のような場合には非課税とされます。

- |            |           |
|------------|-----------|
| (1) 月 旅行日  | (2) 金 旅行日 |
| 火 帰宅日      | 土・日 帰宅日   |
| 水・木 入社（職務） | 月 入社（職務）  |
| 金 帰宅日      | 火 旅行日     |
| 土 旅行日      |           |

